

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定によって、平成二十三年度前期実施技能検定について、次のとおり公告する。

平成二十三年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 実施する検定職種及びその等級

技能検定を実施する職種及びその等級は、次のとおりである。

| 検 定 職 種 | 作 業 名 | 実施する等級 |
|---------------|---|---|
| 園 芸 装 飾 | 室内園芸裝飾作業 | 一、二、三 |
| 造 園 | 造園工事作業 | 一、二、三 |
| 鑄 造 | 鑄鉄鑄物鑄造作業 | 一、二、三 |
| 金 属 熱 処 理 | 一般熱処理作業 浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業 高周波・炎熱処理作業 | 一、二、三 一、二、三 一、二、三 |
| 機 械 加 工 | 普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 心無し研削盤作業 ホブ盤作業 マシンニングセンター作業 | 一、二、三 一、二、三 一、二、三 一、二、三 一、二、三 一、二、三 一、二、三 一、二、三 一、二、三 |
| 放 電 加 工 | 数値制御形彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業 | 一、二、二 一、二、二 |
| 金 属 プ レ ス 加 工 | 金 属 プ レ ス 作 業 | 一、二 |
| 鉄 工 | 製 缶 作 業 構 造 鉄 工 作 業 | 一、二、二 一、二、二 |
| 建 築 板 金 | 内 外 装 板 金 作 業 ダ ク ト 板 金 作 業 | 一、二、二 一、二、二 |
| 工 場 板 金 | 曲 げ 板 金 作 業 打 出 し 板 金 作 業 | 一、二、二 一、二、二 |
| め っ ち ぎ | 電 気 め っ ち ぎ 作 業 | 一、二 |
| 仕 上 げ | 治 工 具 仕 上 げ 作 業 金 型 仕 上 げ 作 業 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業 | 一、二、二 一、二、二 一、二、三 |
| 切 削 工 具 研 削 | 工作機械用切削工具研削作業 | 一、二 |
| ダ イ カ ス ト | コールドチャンネルバダイカスト作業 | 一、二 |
| 機 械 保 全 | 機 械 系 保 全 作 業 電 気 系 保 全 作 業 | 三 三 |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業 | 一、二、三 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|----------|-----------|----------|-------|-------|------|------|----------------|---------|-------|---|--|---------------------------------|------------|--------|--------------|----------------------------|-------------------|----------|--------|----------|
| 電気機器組立て | 鉄道車両製造・整備 | 建設機械整備 | 印刷 | プラスチック成形 | 石材施工 | とび | 左官 | 築炉 | ブロック建築 | タイル張り | 畳製作 | 防水施工 | 内装仕上げ施工 | 熱絶縁施工 | サッシ施工 | 化学分析 | 表装 | 塗装 | 路面標示施工 | 舞台機構調整 | 産業洗浄 | フラワー装飾 |
| 回転電機組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業 | 電気ぎ装作業 | 建設機械整備作業 | オフセット印刷作業 | 射出成形作業 | 石張り作業 | とび作業 | 左官作業 | 築炉作業 | コンクリートブロック工事作業 | タイル張り作業 | 畳製作作業 | ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 FRP防水工事作業 | プラスチック系床仕上げ工事作業 木質系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 | 保温保冷工事作業 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業 | ビル用サッシ施工作業 | 化学分析作業 | 表装作業 壁装作業 | 建築塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業 | 溶融ペイントハンドマーカー工事作業 | 音響機構調整作業 | 高圧洗浄作業 | フラワー装飾作業 |
| 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二、三 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二、二 | 一、二、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二 | 一、二、二 | 一、二 | 三 | 単一 | 一、二、三 |

注 実施する等級の一、二、三及び単一は各々一級、二級、三級及び単一等級を指す。
二 試験の方法

実技試験と学科試験によって行う。

三 技能検定試験の実施期日等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成二十三年六月六日(月)から平成二十三年九月十一日(日)までの間において、別に広島県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

(三) 問題の公表

実技試験問題は、平成二十三年五月三十一日(火)に広島県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

(一) 実施期日

検定職種ごとに次のとおり行う。

| 検 定 職 種 | 実 施 期 日 |
|---|-----------------|
| (三級) 園芸装飾、造園、鋳造、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、塗装、舞台機構調整、フラワー装飾 | 平成二十三年七月二十四日(日) |
| (一級及び二級) 造園、金属熱処理、金属プレス加工、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析、塗装 (三級) 金属熱処理 (単一等級) 産業洗浄 | 平成二十三年八月二一日(日) |
| (一級及び二級) 機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工 | 平成二十三年八月二八日(日) |
| (一級及び二級) 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 (単一等級) 路面標示施工 | 平成二十三年九月四日(日) |

(二) 実施場所

広島県職業能力開発協会から別に通知する。

四 手数料

1 実技試験の手数料は、検定職種ごとに表一のとおりとする。ただし、高等学校・専門学校等の在校生が、三級技能検定を受検する場合は、表二のとおりとする。

表一

| 検定職種 | 手数料 |
|-----------|---------|
| 園芸装飾 | 一六、五〇〇円 |
| 造園 | 一六、五〇〇円 |
| 鑄造 | 一六、五〇〇円 |
| 金属熱処理 | 一六、五〇〇円 |
| 機械加工 | 一六、五〇〇円 |
| 放射線加工 | 一六、五〇〇円 |
| 金属プレス加工 | 一六、五〇〇円 |
| 鉄工 | 一六、五〇〇円 |
| 建築板金 | 一六、五〇〇円 |
| 工場板金 | 一六、五〇〇円 |
| めっき | 一六、五〇〇円 |
| 仕上げ | 一六、五〇〇円 |
| 切削工具研削 | 一六、五〇〇円 |
| ダイカスト | 一六、五〇〇円 |
| 機械保全 | 一六、五〇〇円 |
| 電子機器組立て | 一六、五〇〇円 |
| 電気機器組立て | 一六、五〇〇円 |
| 鉄道車両製造・整備 | 一六、五〇〇円 |
| 建設機械整備 | 一六、五〇〇円 |
| 印刷 | 一六、五〇〇円 |
| プラスチック成形 | 一六、五〇〇円 |
| 石材施工 | 一六、五〇〇円 |
| とび | 一六、五〇〇円 |
| 左官 | 一六、五〇〇円 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|--------|
| 舞 | 台 | 機 | 構 | 調 | 整 | 一、〇〇〇円 |
| フ | ラ | ワ | ー | 装 | 飾 | 一、〇〇〇円 |

2 学科試験の手数料

三千百円

五 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (二) 受検手数料振込金領収書（写し）
- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面（写し）

2 提出先

広島県職業能力開発協会

〒七三〇―〇〇五二 広島市中区千田町三丁目七番四七号 広島県情報プラザ五階

電話（〇八二）二四五―四〇二〇

申請書を郵送等によって提出する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 受付期間

平成二十三年四月十一日（月）から平成二十三年四月二十日（水）まで

4 免除資格を有する者の受検申請

実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記一に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 申請書用紙及び受検案内の交付

申請書の用紙及び受検案内は、広島県職業能力開発協会で作付する。

なお、郵送等によって請求する場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用として一部につき百四十円分の切手を同封すること。

六 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記四 1 に定めた額）と学科試験の手数料の額（三千百円）の合計額を広島県職業能力開発協会から送付する「受検手数料納入通知書」によって納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は必要としない。

また、申請書を受け付けた後は、申請書を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合

でも手数料は返還しない。

七 合格者の発表等

1 合格者の発表

合格者の受検番号は、平成二十三年八月二十六日（金）午前九時（金属熱処理を除く三級職種に限る）及び平成二十三年九月三十日（金）午前九時に広島県庁舎前の掲示板に掲示するとともに、広島県のホームページに掲載する。

2 合格通知

合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、広島県職業能力開発協会が平成二十三年八月二十六日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る）及び平成二十三年九月三十日（金）に書面で通知する。

3 技能検定合格証書等の交付

一級又は等級に区分しないで行う技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には広島県知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者には合格した等級の技能士章が交付される。

八 その他

技能検定についての問合せは、広島県商工労働局総務管理部職業能力開発課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号 電話〔〇八二二〕五二二―三四三一〔ダイヤルイン〕）又は広島県職業能力開発協会にすること。